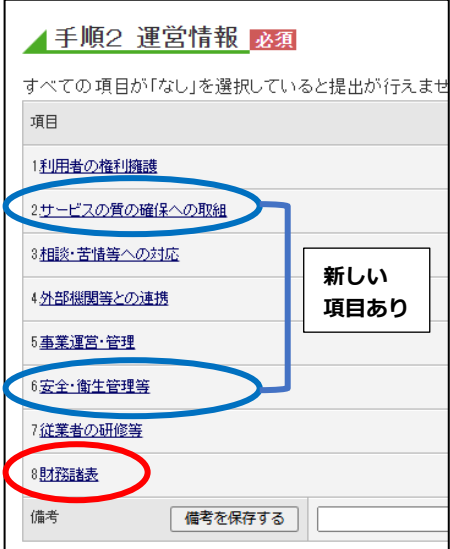


## 財務諸表について、よくあるご質問（1/14 更新）

	質 問	解 答
1	財務諸表はどこに掲載しますか。	<p>「手順2 運営情報」のうち「8. 財務諸表」から入力をお願いします。</p> <p>※「手順2」内に、新しい項目（「2. サービスの質の確保への取り組み」及び「6. 安全・衛生管理等」）が増えています。合わせてご確認をお願いします。</p> <p>※12/9 より、財務諸表欄が空欄である場合は、<b>差戻し・保留</b>しております。ご確認ください。</p> 
2	財務諸表は必ず提出しなければなりませんか。	<p>令和6年10月18日付老認発1018第1号「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正についてにて、義務付けられています（2024年度対象事業所以降）。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html</a> にて、厚労省のQ&amp;A等も掲載されておりますので、ご参照ください。</p>
3	どのようなものを提出すればよいですか。	<p>事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）が公表範囲となっております。</p> <p>ご用意いただけるもののみご提出いただけます。</p> <p>詳細項目の例示はなく、最低でも資産、負債、収支が分かるものとされています。</p> <p>一般に公表するものとなりますので、差し支えない範囲をご検討ください。</p> <p>なお、決算書などのみ作成している場合は、どの項目に載せていただいても差し支えございません。</p>
4	期限までに決算が終わらず、提出できません。	<p>公表システム上、一度公表をしてしまうと「手順2」については修正ができなくなってしまいます。</p> <p>そのため、期限までに間に合わない場合は督促通知がいつてしまうことをご了承いただき、決算が終わり次第の提出で差し支えございません。なお、ご提出いただく財務諸表は、<u>現段階で最新のものと</u>されています。</p>

5	会計の種類には何を記載すればよいですか。	事業所が採用している会計の基準を記載してください。(例：社会福祉法人会計、病院会計、企業会計、日本会計 等) 不明の場合は空欄でも差し支えございません。
6	タイトルには何を記載すればよいですか。	それぞれの計算書のタイトル欄になります。 計算書の種類どおり「損益計算書」等でも差し支えございません。
7	アップロードするファイルの形式等に制限はありますか。	PDF もしくは CSV ファイル形式であり、2 MB 以内のものがアップロード可能です。
8	法人単位で、すべて同じ財務諸表を載せる予定ですが、どこか1か所だけでいいですか。	事業所ごとの公表となりますので、対象である事業所すべてに入力が必要です。
9	他のサイト・ホームページで公表しているので、その旨が記載してあればよいですか。	制度においては、この公表システムにて公表することとされておりますので、サイトの案内ではなくファイルのアップロードが必要です。